

経営事項審査申請の手引き（平成 29 年 4 月版） 新旧対照表

※ 平成 28 年 11 月版「経営事項審査申請の手引き」を修正したものです。

訂正日 (予定)	ページ	修正後（新）	修正前（旧）
H29. 4. 1	2	<p>○ 工事経歴書記載の上位 5 件分の建設工事に係る確認書類について 確認書類として請書等、発注者の記名・押印がない書類を提出する場合は、併せて下記①～③いずれかの書類の提出を求めることとしました。</p> <p>（公共工事のみ）</p> <p>① 市町村が工事代金支払いに際して発行している支払通知書・振込通知書</p> <p>② 市町村が工事完成検査後に発行している完成検査通知書</p> <p>③ 預金通帳の写しや公的機関が発行した支払い通知書</p> <p>※①～③の書類については、工事名・請負金額が確認できるものに限り ます。市町村によって書類の名称が異なる場合や、発行していない市町村も ありますので、ご注意ください。</p>	<p>○ 工事経歴書記載の上位 5 件分の建設工事に係る確認書類について 確認書類として請書等、発注者の記名・押印がない書類を提出する場 合は、併せて下記①～③いずれかの書類の提出を求めることとしまし た。</p> <p>① 市町村が工事代金支払いに際して発行している支払通知書・ 振込通知書</p> <p>② 市町村が工事完成検査後に発行している完成検査通知書</p> <p>③ 預金通帳の写しや公的機関が発行した支払い通知書</p> <p>※①～③の書類については、工事名・請負金額が確認できるものに限り ます。市町村によって書類の名称が異なる場合や、発行していない市 町村もありますので、ご注意ください。</p>
	13 及 び 14	<p>※下記の書類にマイナンバーが記載されている場合は、必ずその部分を マスキングした上でコピーをとってご提出ください</p>	<p>※下記の書類にマイナンバーが記載されている場合は、必ずその部分を マスキングした上でご提出ください</p>
15 及 び 24		<p>7 完成工事高を確認できる書類であって、審査対象事業年度及び完成工事高計算 基準の区分に応じた年度分に係る、次に掲げる全ての書類の写し</p> <p>ア（法人）法人税確定申告書別表一（電子申告の場合は、受信通知を含む）及び 決算報告書のうち損益計算書</p> <p>（個人事業主）所得税確定申告書第一表（電子申告の場合は、受信通知を含む）、 第二表及び収支内訳書又は青色申告決算書</p> <p>イ 消費税及び地方消費税確定申告書控及び添付書類（税務署の受付印の あるもの。ただし、電子申告の場合は、受信通知を含む）</p> <p>ウ 消費税及び地方消費税納税証明書（その 1・納税額等証明書用）</p> <p>※電子納税証明書は不可</p>	<p>7 完成工事高を確認できる書類であって、審査対象事業年度及び完成工事高 計算基準の区分に応じた年度分に係る、次に掲げる全ての書類の写し</p> <p>ア（法人）法人税確定申告書別表一（電子申告の場合は、受信通知を含む） 及び決算報告書のうち損益計算書</p> <p>（個人事業主）所得税確定申告書第一表（電子申告の場合は、受信通知を 含む）、第二表及び収支内訳書又は青色申告決算書</p> <p>イ 消費税及び地方消費税確定申告書控及び添付書類（税務署の受付印の あるもの。ただし、電子申告の場合は、受信通知を含む）</p> <p>ウ 消費税及び地方消費税納税証明書（その 1・納税額等証明書用）</p>

16	<p>11 企業年金制度又は退職一時金制度導入の有無を確認できる書類であって、次に掲げるアからカのうちいずれかの書類の写し（審査基準日現在）</p> <p>ア 中小企業退職金共済制度又は特定退職金共済団体制度への加入証明書</p> <p>イ 退職金制度に係る労働協約又は自社退職金制度の規定がある就業規則（10人以上の労働者を使用している場合は、労働基準監督署の届出印があるもの。退職金規定が別冊である場合は、当該退職金規定及び就業規則）</p> <p>ウ 厚生年金基金への加入証明書又は領収書（申請者名が記載され、審査基準日を含む月分を納付していることが確認できるもの）</p> <p>エ 確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入が確認できる証明書等</p> <p>オ 確定給付企業年金（確定給付企業年金法に規定する基金型企業年金及び規約型企業年金）の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入が確認できる証明書等</p> <p>カ 資産管理運用機関との間の確定給付企業年金に関する契約書</p>	<p>11 企業年金制度又は退職一時金制度導入の有無を確認できる書類であって、次に掲げるアからカのうちいずれかの書類の写し（審査基準日現在）</p> <p>ア 中小企業退職金共済制度又は特定退職金共済団体制度への加入証明書</p> <p>イ 退職金制度に係る労働協約又は自社退職金制度の規定がある就業規則（10人以上の労働者を使用している場合は、労働基準監督署の届出印があるもの。退職金規定が別冊である場合は、当該退職金規定及び就業規則）</p> <p>ウ 厚生年金基金への加入証明書又は領収書（申請者名が記載され、審査基準日を含む月分を納付していることが確認できるもの）</p> <p>エ 確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入証明書</p> <p>オ 確定給付企業年金（確定給付企業年金法に規定する基金型企業年金及び規約型企業年金）の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入証明書</p> <p>カ 資産管理運用機関との間の契約書</p>
17	<p>12 法定外労働災害補償制度の加入の有無を確認できる書類であって、次に掲げるいずれかの書類の写し（審査基準日時点において、次の要件の全てに該当していることがわかるもの）</p> <p>ア（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会（旧：全国中小企業共済協同組合連合会）又は（一社）全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入証明書</p>	<p>12 法定外労働災害補償制度の加入の有無を確認できる書類であって、次に掲げるいずれかの書類の写し（審査基準日時点において、次の要件の全てに該当していることがわかるもの）</p> <p>ア（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は（一社）全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入証明書</p>
39	<p>[建設業の経理の状況]</p> <p>8 監査の受審状況について（項番52）</p> <p>①監査証明書の写し（会計監査人設置会社）または、会計参与報告書の写し（会計参与設置会社）及び商業登記簿謄本（提示書類）</p> <p>※商業登記簿謄本に登記されていることが前提となります</p>	<p>[建設業の経理の状況]</p> <p>8 監査の受審状況について（項番52）</p> <p>①監査証明書の写し（会計監査人設置会社）または、会計参与報告書の写し（会計参与設置会社）（提示書類）</p>
50	<p>・前審査対象事業年度に受審していない業種を、新たに受審する場合は、審査対象事業年度分、前審査対象事業年度分及び前々審査対象事業年度分（3年平均を選択した場合のみ）の工事経歴書を提出してください。</p>	追加